

番 号	24請願第7号 (即 決)
受理年月日	平成24年5月31日
件 名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書採択に関することについて
提 出 者	三鷹市所在 三鷹市原爆被害者の会 三友会 会長 大岩 孝平
紹 介 議 員	岩見 大三、栗原 健治、嶋崎 英治
要 旨	
<p>〔請願の趣旨〕</p> <p>日本国民が安全に、安心して生きていけるために、貴議会が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「現行法」）を改正し、原爆被害に対して国が償いをすることを求める意見書を提出くださるよう請願いたします。</p> <p>〔請願の理由〕</p> <p>人類がつくり出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた私たち原爆被爆者は、今日まで、みずからの命を削る思いで被爆体験を語り、再び被爆者をつくらないことを願って、核兵器の廃絶と原爆被害に対する国の償いを求めてきました。しかしこの願いは、いまだ実現していません。そればかりか、東京電力福島第一原子力発電所事故によって再び被曝者がつくられ、多くの命が危険にさらされています。</p> <p>広島・長崎の被爆者は、原爆による熱線、爆風、放射線で殺され、傷つけられました。かろうじて生き延びた人々も、まちじゅうに飛び散る放射線を浴びました。多くの被爆者が無一物になり貧困のどん底に落とされました。そして、今日まで、命、体、心、暮らしに被害を受け続けています。</p> <p>しかし、「現行法」は、原爆被害を償う法律、国民の命を守る法律にはなっていません。</p> <p>現行法の問題の第1は、原爆被害を放射線被害、それも初期放射線の被害に限定し、残留放射線、内部被曝を無視していることです。このような法律では、原爆被爆者だけでなく、原発事故等による被曝者も救われません。</p> <p>その2は、被害に対する償いではなく、高齢化した被爆者に対する援護の法律にな</p>	

っていることです。

その3は、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」と表現して、遠い未来の課題としていることです。世界の世論は「核なき世界」に向けて大きく前進しています。唯一の被爆国として速やかな核兵器廃絶をうたうべきです。

その4は、戦争被害受忍の立場に立った法律ということです。日本国民は戦争による命、身体、財産の被害は我慢しなければならないとしていることです。

私たち被爆者が求めている原爆被害に対する国の償いとは、原爆被害を起こした責任を明らかにして謝罪すること、原爆によって破壊された、命、体、心、暮らしを償うこと、再び被爆者をつくらないあかしを明らかにすることです。

具体的には、

- 1 再び被爆者をつくらないとの決意を込め、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。
- 2 原爆死没者に償いをする事。
  - (1) 原爆死没者に謝罪し、弔意をあらわすこと。
  - (2) 原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別給付金を支給すること。
  - (3) 原爆死没者が生きていたあかしとして原爆死没者名を碑に刻むこと。
  - (4) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること。
- 3 すべての被爆者に償いをする事。
  - (1) 戦争によって原爆被害をもたらした事、原爆被害を放置し、過小に評価してきたことに謝罪すること。
  - (2) すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障がいを持つ者には加算すること。
  - (3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護のすべてを国の責任で行うこと、です。